

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道中川郡豊頃町

2. 構造改革特別区域の名称

豊頃町みんなで楽しい給食特区

3. 構造改革特別区域の範囲

北海道中川郡豊頃町の全域

4. 構造改革特別区域の特性

豊頃町は、北海道十勝支庁管内の東南端東経143度15分、北緯42度45分に位置し、直線延長は東西が約34km、南北が約35kmで、総面積は536.52km²となっています。北部は池田町、西部は幕別町、東部は浦幌町と隣接し、南に太平洋を望み、大津海岸線添いには長節湖、湧洞湖があり、湖畔は野生植物群落、キャンプ場としてアウトドアファンに支持されています。町の東部を流れる十勝川の河岸段丘と西部地域の標高約330mを最高とする低丘陵地で形成されており、十勝川とその支流沿いに肥沃な耕地が広がり、主に農家戸数の70%が畑作、30%が酪農経営をしています。畑作は機械化大型経営により、寒地型作物のジャガイモ、ビート、小麦、豆類を主体として輪作しています。また、野菜栽培にも力を入れ、「十勝だいこん」は本州に出荷されて、日本一の折り紙がつけられています。丘陵部は豊頃町をスッポリと包んでいる約3万3千haの豊かな森林地帯となっています。

人口は昭和30年代には1万人を上回る人口を数えましたが、40年代にはいって過疎化が進み急激に減少しました。50年代後半からは5,000人台となって、現在は人口3,881人、世帯数1,490世帯となっています。そのうち、65歳以上の高齢者は1,192人と人口の30.7%を占めており高齢化が進んでいます。また、14歳以下の児童人口については、平成13年では520人、平成14年では497人、平成15年では474人、平成16年では458人、平成17年では444人と減少傾向にあり、少子化が進んでいます。

公立保育所は、昭和49年に茂岩保育所、昭和51年に豊頃保育所、昭和53年に大津保育所を開設、へき地保育所は昭和53年に礼文内保育所を開設し、保育児童の減少に伴い定員を変更して現在4カ所を運営してい

ます。

小学校3校・中学校1校と一貫した児童の保育、教育に取り組んできたところですが、女性の就業機会の増加、核家族化の進行などを背景に保育ニーズは高まっており、きめ細やかな保育・子育て支援が求められています。

このような状況の中、豊頃町は少子高齢化が進む小規模の町ではありませんが、今後は更なる保育サービスの充実を図るため、公立保育所における3歳未満の児童及び食物に対するアレルギー体質の児童については保育所で給食を作り、3歳以上の児童の給食を学校給食センターから搬入することにより、保育所における調理員の人件費削減、給食材料の一元購入、調理業務効率の向上等保育所運営の合理化を図る必要があります。

また、公立保育所の給食を学校給食センターから搬入することは、保育所、小学校、中学校を通じ、地場産の「じゃがいも」や十勝だいこんを加工した「切干だいこん」を食材にした給食を提供し、また、そのような食材の給食センターによる一括購入のメリット等、給食を集中的に管理することができ、地域全体の「食育」を推進する体制の整備となり、子育て支援の重要な役割を担います。

5．構造改革特別区域計画の意義

本町は、豊頃町第3次総合開発計画を基本に、人件費の削減や組織・機構の見直しを図り、施策展開を目指し機構改革を実施しているところですが、公立保育所の給食を学校給食センターから搬入し、調理員の人件費削減（非常勤1名分・1日6,300円×240日＝約150万円）・調理業務効率の向上による保育所運営の合理化を図ることは、町財政の健全化において非常に効果的であり、少子化の傾向が著しい本町において、今後保育所を中心とした、乳児保育・延長保育・一時保育・障害児保育やことばの教室、学童保育、地域子育て支援などの様々な子育てサービスの実施につながります。

また、豊頃町次世代育成支援行動計画において、朝食の欠食などの食生活の乱れが、子どもの心身の健康問題に大きく関係しており、子どもの健やかな心身の発達を促すため、給食を通じて子ども一人ひとりの「食べる力」を豊かに育むためにも重要と考えます。

6．構造改革特別区域計画の目標

今後ますます共働きの世帯は増加すると考えられ、女性が就業を継続す

るうえで出産・育児は大きな問題となっており、子育ての支援、安心して子育てできる環境整備を目指します。

「公立保育所における給食の外部搬入」を実施することにより、保育所運営の効率化と、多様化する保育ニーズへの対応、「食育」の推進など児童福祉の向上を図ります。

また、学校給食センター運営委員会に保育関係者の登用を図り、購入食材の検討と地場産品の消費拡大に努めるとともに、食の教育の一環として、作物の植え付けから収穫までを体験させ、収穫する喜びと食物の大切さを教えます。現在、延長保育を実施していますが、保育ニーズへの対応のため、一時保育や障害児保育の実施、延長保育時間の拡充を図ります。

7．構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

学校給食センターで町内中学生以下の生徒・児童の給食を集中して調理することにより、給食材料の一括購入や調理設備整備の集中化を行い、保育所での調理業務の経費の節減を図ります。また調理員の配置の適正化・作業効率の向上を図ることにより、保育所運営における人件費の削減を図ります。

また、保育所運営の経費の削減等の合理化を図ることにより、厳しい財政の中で、実施する乳児保育・延長保育・一時保育・障害児保育や地域子育て支援などの経費に充てることとし、町内の保育サービスの充実と児童福祉の向上を図ります。

8．特定事業の名称

公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（920）

9．構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

（1）学校教育センター運営委員会の開催

現在学校給食センター運営委員会には、保育所関係者はおりませんが、新たに保育関係者を登用することにより、保育所、小学校、中学校の保護者と豊頃町が子ども達の給食に関して議論を行なえるとともに、新鮮で安全、安心して食べられる地元産の食材購入が増加することにより、地産地消の推進を検討します。

(2) 食事指導研修会等 (食の教育)

子どもたちや保護者に対して、給食時間、試食の機会を通じて、地元産の食材が給食に使われていること等を教える研修会等を積極的に開催します。また、児童に食の教育の一環として、作物の植え付けから収穫までを体験させ、収穫する喜びと食物の大切さを教えます。

(3) 子育てサービスの拡大

公立保育所において、一時保育や障害児保育の実施、延長保育時間の拡充を行います。また、子どものしあわせを第一に考え、子育てをしている人が安心して子育てができるよう地域での様々な子育て支援サービスの充実を図り、子育て家庭が必要とする情報提供や地域での子育てネットワークの形成の促進など、本町の自然環境や農業、子育て関係の人材等を活用した取り組みを推進します。

別紙

1. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとするもの

豊頃町内の町立保育所

3. 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

特別区域内にある公立保育所に学校給食センターからの給食を搬入し、保育の充実を図ることとします。

給食の外部搬入の対象となる公立保育所は次のとおりです。

- ・ 茂岩保育所 北海道中川郡豊頃町茂岩栄町 5 番地
- ・ 豊頃保育所 北海道中川郡豊頃町豊頃南町 1 0 5 番地

茂岩保育所においては、受け入れを 0 歳（10 ヶ月程度）から実施しており、現在 3 歳未満の児童が 11 人いますが、個々の好き嫌いを把握することが必要であることから、保育所で給食を作ることとします。また、食物に対するアレルギー体質の 3 歳以上の児童についても、食物に関するアレルギー状況を把握し、登所時において児童の健康状態の確認しなければならないため、保育所で給食を作ることとします。ただし現在は、アレルギー体質の児童がいないため、3 歳以上の児童 40 人全員の給食を外部搬入の対象とします。

また、豊頃保育所においては、受け入れを 3 歳以上の児童としているため、基本的に給食の外部搬入の対象としますが、食物に対するアレルギー体質の児童については、保育所で給食を作ることとします。ただし現在は、アレルギー体質の児童がいないため、3 歳以上の児童 21 人全員の給食を外部搬入の対象とします。

5. 当該規制の特例措置の内容

学校給食センターでは、900 食の対応が可能ですが、現在 360 食の給食を学校給食調理担当者 5 名により町内の小中学校に提供しており、今回 3 歳以上の児童に対し食事を提供するにあたり、年齢にあった食材の大きさや食感の提供に努めます。衛生基準の確保につきまして、調理方法はドライ方式で実施し、主に施設の基本的な衛生管理項目と始

業前から終業時までの作業時の衛生管理からなる学校給食衛生管理の基準に基づき管理されています。また、保育所の調理員は3名（茂岩保育所2名、豊頃保育所1名）おり、特例措置により調理担当部門を集約し、また給食材料購入についても一括購入することにより効率的な給食運営を目指します。

また、3歳未満児及び食物に対するアレルギー児童につきましては、父母から事前に子供に対する食物に関するアレルギー状況を把握し、登所時において児童の健康状態の確認に努め、保育所施設内で調理し提供します。体調不良児童への対応は、保育所において一人一人の子供の体調を把握し、それぞれに応じて調理形態を工夫した食事と水分補給に配慮するとともに、保護者と連携を密にして適切に保育対応します。保育中に体調が悪くなった子どもについては、嘱託医などに相談して、水分や適切な食事ができるように配慮します。

豊頃町学校給食センターからの給食の搬入を実施するにあたり、平成16年3月29日雇児発第0329002号により構造改革特別区域における「公立保育所における給食の外部搬入方式容認事業」の留意事項を遵守します。

町立保育所は、設立から現在まで各保育所に設置された調理室で児童たちの給食を提供していますが、保存、配膳、加熱等の調理機能は整備されており、その設備を活用し給食の外部搬入を実施します。

【茂岩保育所及び豊頃保育所の調理室の概要】

	茂岩保育所	豊頃保育所
面積	19.44 m ²	18.90 m ²
職員配置数	2名	1名
調理能力(1日)	90食	60食
調理器具一覧	食器乾燥機 冷蔵庫 炊飯器 調理台 洗場シンク ガス台	食器乾燥機 冷蔵庫 炊飯器 調理台 洗場シンク ガス台

児童の食事は1日でお昼1回、午後のおやつ1回ですが、昼食については学校給食センターからの外部搬入とし、午後のおやつについては、これまで同様、保育所の調理室にて対応します。

学校給食センターは平成10年に開設しており、食品の衛生管理及び安全な給食提供に万全を期しておりますが、保育所との連携を密にし

「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）」を遵守し、入所児童の栄養基準及び献立の作成基準を給食センターに明示するとともに、献立表が基準どおり作成されているか事前に確認し、毎回保育所関係者が検食を実施します。学校給食センター運営委員会に保育関係者の登用することにより、外部搬入に対する施設の意見や保護者の意見を反映させる機会を設けるなど学校給食センターと次の内容を協議し覚書を交わします。

- 1) 提供先及び期間等
- 2) 給食の内容
- 3) 給食費
- 4) 学校給食センター配送計画
- 5) 給食提供日
- 6) 学校給食センター運営委員会保育関係者の登用について

また、保健衛生面・栄養面について保健所による助言・相談等に従い適正に運用します。

【学校給食センター設備の概要】

	豊頃町学校給食センター
建設	平成10年4月
構造	鉄筋コンクリート
総面積	497.56㎡
調理部門	266.00㎡
職員数	9人 センター長 1人 栄養士 1人 事務員 1人 調理員 5人 運転手 1人
調理能力(1日)	900食
調理器具一覧	食器食缶洗浄器 スチームコンベクションオーブン 真空冷却機 ミキサー ライスボイラー 小型連続炊飯システム

	調理台シンク 冷凍冷蔵庫 食器食缶殺菌保管庫 食器殺菌保管庫
--	-----------------------------------------

児童には集団生活のため、みんなが揃って食べる楽しさと作ってくれた人への感謝を込め挨拶をさせています。給食は基本的な生活習慣の一つと考えており、食べ方、姿勢、咀嚼、偏食については、無理せずこの状況に応じて対応し、「楽しく食べる」為に言葉かけや好きな友達と一緒に座って食べる工夫などしながら行なっています。また給食は子どもの体調のバロメーターといえるため食事の内容・回数・時期について、適切に対応できるように、食材の大きさや食感を配慮し、給食時間については配送時間を考慮しても、今まで同様の時間帯で提供することが可能であります。

また、嗜好調査の実施及び喫食状況の把握を行なうとともに必要な栄養量の給与について学校給食センターに配置されている栄養士と連携を密にし、食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づいた給食を提供することに努めます。

学校給食センターから茂岩保育所までの距離は約2.0km、豊頃保育所までは約1.8kmで、配送所要時間は約7分～9分程度なので20分以内での給食は可能です。配送には、学校給食配送車を使用し、食品は温かい状態で提供される専用の保温食缶が利用されます。

【学校給食センター配送計画】（2回に分けて配送を実施）

午前 10時50分	学校給食センター出発
午前 10時57分	豊頃保育所到着
	保温食缶受け取り調理室へ搬入
	調理室内で配膳、配膳ワゴンで各保育室へ運ぶ
午前 11時10分	学校給食センターへ到着
午前 11時15分	学校給食センター出発
午前 11時24分	茂岩保育所到着
	保温食缶受け取り調理室へ搬入
	調理室内で配膳、配膳ワゴンで各保育室へ運ぶ
午後 1時30分	茂岩保育所へ配送の保温食缶回収
午後 1時38分	豊頃保育所へ配送の保温食缶回収
午後 1時40分	学校給食センターへ到着